

佐賀県告示第 169 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 28 年 3 月 18 日から平成 28 年 4 月 18 日まで佐賀県交通政策部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員メー トル	延長メー トル
県道 相知山内線	武雄市山内町大字鳥海字坂口 10525 番 8 地先から 武雄市山内町大字鳥海字坂口 10509 番地先まで	後	14.7 ~ 9.5	32.5
	武雄市山内町大字鳥海字坂口 10525 番 8 地先から 武雄市山内町大字鳥海字坂口 10509 番地先まで	前	19.0 ~ 13.4	32.5